

平成27年 第1回 定例会

# 田 原 本 町 議 会 会 議 録 目 次

○3月4日（第3日）

開議（午前10時00分） .....	3 - 3
総括質疑（報第2号より議第29号までの30議案について） .....	3 - 3
散会（午前11時46分） .....	3 - 36

平成27年 第1回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成27年3月4日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楢田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

---

平成27年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月4日（水曜日）

○開 議（午前10時）

○総括質疑（報第2号より議第29号までの30議案について）

○散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

総括質疑（報第2号より議第29号までの30議案について）

○議長（辻 一夫君） 今期定例会に一括上程いたしました報第2号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告より、議第29号、田原本町道路線の認定についてまでの30議案につきましては、去る2日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。質疑ありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） それでは質問させていただきます。

議第27号の田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、お伺いをいたします。

この条例は町長の説明によりますと、ごみ減量化施策の一環として平成27年10月実施予定の不燃ごみ、粗大ごみの有料化に伴う改正と、条文整備を行うものということで説明をいただいております。

条文を読んでも、分かるところと分からないところが結構ございますので、どこがどう変わって、どうするのかということをしつかりとお聞きしたいと思います。まず差し当たって、この条文で誰もが理解できるように説明をお願いいたします。議員じゃなくて、私どもは一般の町民なのだと、町民さんには、こう説明するのだということ具体的に細かく説明をお願いしたいと思います。

それと、もう1つは、なぜ今値上げをしなければならないのかということ、環境対策ということは分かるのですが、その辺の説明をあわせてよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 古立議員のご質問にお答えさせていただきたいと思

います。

不燃ごみ、粗大ごみの有料化につきましては、平成17年5月に環境省が廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、家庭ごみの収集、処理については有料化の推進を図るべきと明記されたことを受けまして、平成20年3月に策定した田原本町一般廃棄物基本計画に基づき、平成27年10月からの粗大ごみ有料化をお願いするものでございます。また、より一層ごみの減量化並びに循環型社会形成の形成の推進を図るため、不燃ごみにつきましても平成27年10月から有料化に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な内容でございますけれども、不燃ごみにつきましては、指定袋制とし、現在販売している可燃ごみの指定袋と同等の金額で、30リットル袋1枚30円、45リットル袋1枚45円を販売する計画をしております。

また、粗大ごみにつきましては、1点300円の粗大ごみ収集利用券を販売し、それを粗大ごみに貼り付けていただく予定をしております。粗大ごみの収集方法につきましては、従来のステーション方式から申し込みによります住民の玄関前まで収集に伺う戸別収集、いわゆるリクエスト方式に変更し、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、有料化以外では使用済みの小型家電のボックス回収を考えており、公共施設やイベントなどにおいて実施してまいりたいと考えております。

また、有害ごみといたしまして水銀や重金属が含まれる蛍光灯、乾電池、体温計は無料で収集を行う予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 理事者の皆さん方をお願いしておきたいと思いますが、ただいま条例の改正、そういうものは設置もある場合があるわけでございますが、一番ポイントは、なぜ今改正の必要があるか、古立議員の質問の中にもそういう趣旨がありました。ですから、今後条例の改正等についてこれに限らず、説明されるときはなぜ今というのを当初に持ってきていただきたいと、これは全体についてでございますので、私の要望とさせていただきます。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 今の説明では、非常に分かりにくい。大型ごみだけは分かります。300円でシールを買って、それを貼っておけばリクエスト方式ですので、

それはされるということは、それは分かります。それ以外の、いわゆる袋に入れてこれも廃棄しますよね。この辺の説明が全然されてない。大きなものを細かく砕いて袋に入れる、これも指定ですよ。そういうやり方もあるし、ステーションに持っていく場合、大型ごみをステーションに持っていく場合にシールを貼って持っていかないといけませんよね。この場合にそのシールがとられないかという問題があります。家まで取りに来てくださるなら、分かります。だけどステーションに置いた場合に、シールを貼って大型ごみを置くというのは、非常に危険性があると思うのです、とられてしまうという。そういうのはどう考えておられるのかもお聞きしたいと。

それと、もう少し、袋に入れて捨てる場合、細かいのなら良いのですが、大きなものを砕いて入れるというのは非常に難しいと思うのですよ、特に女性の方は。リットルが、一番大きなもので45リットルでしょう。こういう不燃物とか大型ごみは45リットルというのはすぐです。例えば石油ストーブを1個入れたら、ほか何も、細かいものを入れていかざるを得ないという形になってくるのです。そうすると、分解していかなきゃならないということが起こってくるのです。そんなことができるのですか、高齢者の方やご婦人の方が。この辺も非常にこれはちょっと不便だなというのは住民さん、思われると思います。その辺の説明をちょっとしていただきたいのですけれども。袋に入れる場合は従来のあれではないですよ、電池とかそういうものは除くって言うておられましたので、小型家電も除くって言うておられましたので違うと思いますけれども。袋に入れて捨てるというのはどうということなのか、もう少し説明していただきたいと思います。

それと、減量化の一環と述べておられるのですけれども、粗大ごみの排出量というのですか、どれぐらいなのですか、結局この5年間で。5年間というか、過去一、二年でどれぐらい排出しているのですか。そういうデータはお持ちですか。というのは、例えば年間で、僕も知りませんが、例えば100トンだったとします。それを目標値としてはどこへ持っていかようとしているのですか、値上げによって。80トンまで持っていきたいのか、50トンまで持っていきたいのか。いや、そうじゃないのですよと、とにかく減ったら良いのだという考え方をされておられるのか。どこまで排出量を減らしたいのか、目標数値があればお示し願いたいと思

います。

それと、もう1つお聞きしておきたいのは、この値上げによってどれだけ収入があるのか、お聞きしたいのです。それと、町民さんが納得していただくためにもっともっと細かな数字、例えば今度西竹田のほうに延長ができました、おかげさまでね。それに対して協力金という形で3,000万円、3,000万円、6,000万円ほど納めておられるのですけれども、それもやむを得ないことだと思います。それは町長がおっしゃったのですけれども、民間委託するともっとお金がかかると。その分の中からという話をお聞きしたのですが、そうすると、今後西竹田に行くことによって、民間の浮いた分をもっとこれを値上げしない方向に回せないのかということなのです。そこがどうも納得できないのです。片方で協力金、当然渡さないといけません。またもう一方では、民間に委託しないから金が助かったという話もございます。しかし値上げしてくれという話は、どうも住民さんには納得できないのではないかなと思うのです。私自身、それがちょっとよく説明しきれないのです。その辺のところをちょっといろいろとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） たくさん質問いただきましたので、答えられる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まずシールでございますけれども、シールにつきましては、A4の4分の1ぐらいの大きさのシールを今考えております。取れないように強固な接着剤で貼り付けるというようなことを考えております。その中に割り印的なものをするのか、名前を書いてもらうのか、それは今現在検討中ですが、そういう意味でのシールの盗難に遭わないようなことを今考えております。

それと、もう1つ大型ごみと袋の関連でございますけれども、基本袋に入る不燃ごみに関しましては、袋でお願いします。袋に入らないものに関しましては、できましたら利用券でもって粗大ごみというものの取り扱いをお願いしたいということでございます。ただその中で、細かく砕かれて袋に入るものは袋処理もさせていただいたら良いのですけれども、例えば石油ストーブにつきましては、できましたらそのまま出してもらったほうが安全なのかなという気もします。そこはある意味住民さんの考え次第によっては粗大でいくのか、不燃でいくのかというのは、ある程

度選択をしてもらわないといけないのかなと思っております。

もう1つは値上げによってどれだけ、どうするのというようなことだと思えますけれども、金額的には一応は2,000万円程度ぐらいかなとは思っています。それにつきましては、例えば循環型社会をつくるための経費とかで、例えばまだ無料の部分、有害ごみとかそしてリサイクル品とかお金がかかっている分が逆にあります。そこら辺にできたら充当させていただきたいなというのが思いでございます。

そして、今なぜこの時期にということでおっしゃったと思えますけど、以前からごみ処理基本計画にのっとって逐次作業を進めさせてもらっています。たまたま今そういう意味で操業延長の時期と重なっていますけれども、国からの指導もありまして逐次、順番に有料化を進めているのが現状でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 減量目標はないですか。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 減量目標は今ちょっと資料を持ち合わせてませんが、基本今までのごみ、年間1万トンのごみ、それは燃えるごみですけど、それ以外に不燃とか、今大体記憶ですけど20トンぐらいだと思うのです。そのごみをできるだけ少なくしようというのが基本でございますので、できるだけ粗大ごみを出さずに、そして町のほうで処理をせずに、できたら例えば家具を買ったら家具を買ったときに、その家具を家具屋さんメーカーに持って帰っていただいて処理をしていただくというのも1つの考え方かなと思っておりますので、基本やっぱり、いずれにしたってごみ処理に関する費用というのは今粗大ごみは300円という金額にさせてもらったけれども、それ以上の金額が当然かかりますので。

減量目標については、今資料をもらったのですけれども、粗大ごみに関しては60%、不燃ごみに関しては40%程度の減量の計画で進めさせていただいております。

すみません、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

今お聞きしてもちょっと私が住民さんには説明しづらいと、ピンと来ないという部分があります。特に、なぜ今かという部分なのですね。先ほど述べましたように



新清掃工場に伴ういろんな費用がかかってきている、それは分かります。分かるのですけれども、逆に先ほど言いましたように民間委託せずに協力していただいて、安く上がっていると、民間委託に比べれば。そういった中で、なぜ我々のところだけ値上げをしなければいけないのかと、大型ごみですね、そこがものすごく説明しづらいと。片方ではそういう具合に下がった、下がった、よかったって言うておられながら、こっちでは値上げと。どうもその辺の説明がしづらいというのと、その辺が一番、なぜ今かというのが一番のあれなのですけれども。今おっしゃったように、袋に入れるという形態なのですけどね。その袋に入らなければ、全部大型ごみで出さないといけませんよね、粗大のほうで。40リットルに入れるというと、そんなものしれていますよね、45リットルですから、30リットルにしても。従来の小さいものならそれで良いと思いますよ。だけど、今出しておられるのを見てたら、大きい45リットルの袋に入りきらないのが結構あると思うのです。それを全部300円貼っていかないといけないということで、非常にもものすごく高くついてくるわけです、出す方が。この粗大ごみというのは、あえて可燃ごみと違って、そう増えてくるわけではないです、家の中では。かなり決まったものを出していただくということですので、出さざるを得ないわけです。それがこれによって減量化できるというのは、ちょっと僕も納得できない部分があるのですよね、減量はできないだろうということが、住民さんから言われた「減量は難しいのではないか」という話があるのですけど、その辺は目標とされているのですけど。ですから、そう大きくは減っていかないと思います。減らなければ、再度値上げというのは考えられるのかどうか。その辺なのですよ、問題はね。

それと、もう1つは、例えば住民さんに「こう決まりましたので、こうなります」というやり方じゃなくて、もう少し前段階で、ここまで減量しなければ上げますよという告知ができないのかなと思うのですよ。それで減量化を目指したほうが、僕は良いと思うのです。例えば言われたように、粗大ごみを目標の60、40ですか、ここまで下げていただいたら値上げはしませんと。下がらないときは、申しわけないけれどもやはりお願いしますという形でしたほうが良いのじゃないかなと僕は思います、前もって。そうしたら、住民さんは全部協力してくれると思うのですよ。値上げするのは嫌だから、粗大ごみを減らそうと。そういう手法をとられたほうが

良いのじゃないかなと思うのですが、どう思われますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 非常に難しい質問です。まず1つのセールスポイントは、粗大ごみに関しましては、玄関まで取りに行きますということで、例えばお年寄りの方とかについては非常に、玄関まで取りに行きますので重たいものを持って集積地まで持っていかななくても良いので、それが1つのセールスポイントかなとは思っています。

その中で、もう1つは今の目標値ですけど、今現時点では初めて値上げということでお願いをさせていただきました。その中で将来的にこの目標値が以下でしたら再値上げしますよということについては、まだ現時点では考えておりません。今現在、初めて今回議会に値上げということでお願いさせていただきますので、現時点ではその段階で進めていきたいと思っております。今その目標値につきましては、将来検討事項として考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかに質疑ありませんか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） それでは総括質問をさせていただきます。

今後各委員会等でも審議はございますけれども、また既に昨日の一般質問でも多くの議員から質問をされたことと重なる点もございますけれども、提案議案に対する賛否を決めるためにも、私の視点から、私の考えも含めて質問をさせてもらいたいと思います。町を代表しての職務行為につきましては、町長もしくは副町長に答弁を求めます。実務面については関係部長に答弁を求めます。一つ一つ個別に質問してまいります。

最初に議第9号、平成26年度一般会計補正予算（第7号）の清掃総務費の補償金3,000万円について、迷惑施設ではないごみ中継施設の建設に伴う地元自治会、矢部自治会の協力金は、迷惑金という言葉を使っておられましたけれども、なぜ3,000万円を支払われることを決められたのか。町長にその3,000万円という金額の根拠をご説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 金額につきましては、地元とも協議を重ねました中で折り合いが合ったのが3,000万円であったということであります。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ありがとうございます。地元との協議によって決定をされたということです。

それから次に、矢部自治会のほうで住民投票をなさいました。そのときに町からの条件として協力金3,000万円と1億円の環境整備事業、これは地元負担なしが提示をされた。この条件で矢部としてごみ中継施設を受け入れるかどうか、これの住民投票をなさったわけですが、賛成多数で設置を認められました。この環境事業整備の1億円、この金額の根拠についても町長に説明をお願いをしたいと思いません。

また、この1億円は補正などの予算には計上されていないようですが、どのように地元自治会との協議による約束を履行されるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 環境整備1億円につきましては、農道水路等の環境整備工事で概ね1億円であります。五、六年で整備事業を行うものでございます。

それから予算でございますけれども、これは建設課の中の土木費の中に含まれておりまして、一気にやるものではありませんので、毎年毎年やっていきますので、そういうことでございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） もう1つ。この協力金3,000万円、協議をしてお支払いをなさるわけですが、この3,000万円というお金は、当然のことですけれども町民の皆さんからの税金であり、公金だと思います。このお金の支出先、これは矢部の自治会でしょうか。また町としてはその使い道、用途は自治会に一任をされるのかどうか。また、このお金についての帳簿の整理や、あるいは報告等は求められるお考えがあるものかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） これは環境整備基金でございまして、用途につきましては、自治会の総意によりまして有効ご活用いただくものでありまして、特に制限はいたしておりません。また報告につきましても、求めようという意思はございません。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） それでは次に議第9号の一般会計補正予算（第7号）の清掃工場操業延長協力金6,000万円について質問いたします。最初に、4点まとめて質問いたしますので、町長、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、昨日の植田議員の一般質問への答弁では、平成27年9月以降の清掃工場操業延長問題については、6カ大字が組織する清掃工場移転問題対策委員会に一切が委任されているとの認識をされているようですが、このお金6,000万円が対策委員会との間で決まった、これの算出の基礎を再度のご説明をいただきたいと思います。

2つ目に、昨日に植田議員の質問に対して福岡担当部長は「弁護士と相談して、裁判にも耐え得る金額は年3,000万円が限度であるという弁護士の意見なども参考にして、こういった協力金の額を決めた」といった趣旨の説明をされたと私は認識しておりますが、これまでの裁判の経験をもとに弁護士にも相談をされた、そしてこの金額をお決めになったという認識でよろしいでしょうか。

3点目、漏れ聞くところによりますと、約5億円相当の環境整備事業も要望され、町長も合意をされたと聞いておりますが、事実でしょうか。

4点目、この合意された延長協力金6,000万円という高額の金額の要望が、また先ほど質問いたしました5億円相当の環境整備事業が委員会で要望されたことについて、このような高額の要求、要望が出てきたと、町長としてはどのように分析をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

以上4点について、お答えをお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 1点目でありますけれども、昨日植田議員にお答えをさせていただきましたように、弁護士に相談させていただきましたところ、3,000万円というのは妥当な金額であるということが1つ、それと民間企業事業者に委託した場合と、現清掃工場で延長した場合のコストの差を考えましたときに、それでも十分有利に含まれるというふう考えたことから、6,000万円、年間3,000万円と決めたところであります。

それから2点目につきましては、そういう認識で結構でございます。

3点目につきましては、操業延長に関しまして、そのような要望は一切ございません。

4点目につきましては、6,000万円ということでございますけれども、先ほども申しましたように迷惑施設であることから、ある程度の協力金が必要であろうというふうな観点から年間3,000万円というふうに決めさせていただいたところであります。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） では、引き続き質問させていただきます。

植田議員のほうから昨日の一般質問の中で清掃工場の協力金、この補助金ですね、について経緯やこれまでの裁判のお話しがございました。その清掃工場に関連する公金支出の違法性を巡る賠償請求事件の裁判の訴えの理由として、次のような理由を挙げておいでになります。

平成9年2月12日、町は6カ大字と確約書を締結し、平成8年から環境整備事業補助金を大網・金剛寺・松本・西竹田の4カ大字に対して平成8年に各々に2,000万円、平成9年から17年までの9年間に各々の大字に毎年800万円、十六面・平野の2カ大字に平成8年に1,000万円、平成9年から17年までに毎年各々400万円を支払う。結局、大網・金剛寺・松本・西竹田の4カ大字に平成8年から平成17年までの10年間に、各々の大字に合計9,200万円、十六面・平野の2カ大字には平成8年から17年までに4,600万円を支払ったこととなります。その総額は4億2,000万円であり、高額で裁量権を逸脱していると。この地方自治法に基づき、町長に補助金の損害賠償を請求することを求めるといった裁判を起こされたわけであります。

このことの是非が裁判で問われまして、判決文には次のような記述があります。「補助金の支出の当否については、町議会において審議され、可決し、執行された。清掃工場の必要性や補助金の金額の相当性に加えて、諸般の事情を考慮すれば、本件補助金の支出に裁量権の逸脱があるとは認められず、その支出は適法である」との判決になりました。

さらに、損害賠償を求められた住民の方の控訴は棄却され、支出は適法であるとの判決が確定をいたしました。

この判決では、補助金は清掃工場の騒音や排気ガスによる周辺住民の生活環境に対し悪影響が生じたこと、周辺地価の減価が見込まれることに鑑みれば、不当に高額であるとは断定できないとの判決内容でありました。

しかし、平成17年9月22日に締結されました清掃工場のその後の10年間の延長にかかわる協定書では、地域環境補助金は年に100万円に大幅に減額され、町の環境行政等にご協力をいただいております。今回の2年間の延長に対しては1年間で3,000万円、2年間で6,000万円でありますので、6カ大字でいえば1大字当たり年500万円と今までの5倍の要望になります。昨日の一般質問の中で植田議員から「委員会からの要望はもっと高かったのではないか」などの意見もございました。なぜ裁判の結果支払われている補助金の金額は妥当であるとの判決の中で、補助金を今までの金額から100万円に下げ、清掃工場の10年延長を認め、町政に協力をしていただいた6カ大字が、今回は先ほどの福岡部長の答弁のことについて質問いたしました。裁判にも耐え得る金額は年3,000万円が限度との弁護士意見なども参考にして操業延長協力金の額を決めるなど、そこまで3,000万円が裁判になることをある意味では考えたような要求をする姿勢を、なぜお示しになっているのでしょうか。このことについて私は全く個人的ではありませんが、次のように考えております。

この10年間延長にかかわる協定書で決められた協定事項の未実施の項目に対する寺田町長のお考え、姿勢に対して、業務監査請求を申請する用意があるとの6カ大字で構成する清掃工場移転問題対策委員会の見解を6カ大字自治会長の連名、捺印の上で町内全戸に配布をなさいました。

私は、この問題について、寺田町長に委員会とひざを交えて話し合われることを再々議会でも提案をいたしました。また、迷惑施設ではない中継施設に3,000万円の協力金を支払うことを約束し、また環境整備事業1億円を、年次的ではあるでしょうが、約束されたことに対して、迷惑施設である清掃工場、これを設置して協力していた6カ大字の思いなどが、寺田町長の町政運営の姿勢に対してメッセージを発信しておいでなのではないかと、私は個人的に推察をいたします。

先ほど今回の清掃工場問題対策委員会の従来とは異なる金額、あるいは対応を要求しての合意になりましたけれども、町長の先ほどご意見をいただきましたけれど

も、私は、この問題について6カ大字の委員会からメッセージを訴えておられるのではないかと私は考えますが、寺田町長は、このことについてはどのように受け止めておいでになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 平成17年までの金額につきましては、当時の町行政、理事者側が苦慮されて住民の皆様方と合意をされたものだというふうに認識をいたしております。また、これにつきましても裁判のほうで合憲と出ておりますので、良かったことではないかというふうに考えております。

それから平成17年当時の協定書の未実施の項目につきましても、議員おっしゃいますように対策委員会の皆様方とひざをつき合わせていただきまして、その代替え工事として6カ大字の周辺での工事を合意をさせていただいたところでありませう。皆様方には十分な納得をしてもらっていると私自身は一事も思っておりませんが、ただ御所での清掃工場の操業が平成29年4月ともう見えている中で、あと1年半の操業延長については、渋々ではありますが、合意をいただいたものであるというふうに理解をしているところであります。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 一応、町長のお考えということでお聞きしておきたいと思えます。

3つ目に報第2号、平成26年度一般会計補正予算の専決報告について質問をいたします。

清掃工場修繕事業費4,657万円について、これは清掃工場操業延長に伴う施設修繕にかかわる消耗品費修繕料との説明でありますけれども、具体的な内容について説明をお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 具体的な内容でございますけれども、この中の温熱用交換機、中で排ガスのダイオキシンの抑制をするためにバグフィルターというところを通すのですが、そのバグフィルターの中を通すラジエーターみたいなもの、大きなラジエーターみたいなもの、そのラジエーターの部分の部品に穴が開いてしまって、その部分が空気漏れを起こしているので順調に熱交換ができないというこ

とに陥ったので、熱交換ができなかったら結局ダイオキシンの量が増えてしまうということが分かりますので、ダイオキシンが再生成されるということになりますので、早急に対策事業をしないといけないということで、今回そういう事業で専決処分させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ご説明をいただきましたけれども、この清掃工場の修繕、もしも平成27年9月で操業停止するということになれば必要であったかどうかという問題もありますが、4,657万円それから清掃工場の操業延長協力金6,000万円、これは2年間の操業延長するための経費ということで、もしも延長がなかった場合には不要な金額だと考えられます。合計1億600万円余りが、御所市でゴミ清掃工場建設に伴う事業の遅れに伴って現清掃工場を延長する必要が出てくるということで、この経費が必要であるというふうに認識をいたします。御所市で建設すれば安くなると町長のほうから説明をしてくれましたけれども、中継施設の建設にかかわる経費の増加など、安くなるという魅力というのですか、理由はだんだんと希薄になってきているように私は感じます。

お聞きしたいと思いますが、現清掃工場の延長をお願いしましたが、これは2年間で済むのでしょうか。昨日の植田議員の質問の中にも、西竹田自治会住民の方から「一体いつまで操業延長しなければならないのか」といった声もあるとのお話しが紹介されておられましたけれども、再度、また現清掃工場の延長をお願いしなければならない事態にはならないのでしょうか。御所市での延長は遅れることがないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 新清掃工場につきましては、平成29年3月31日完成を目途に今建設に取りかかっております。平成29年4月1日から操業を開始という計画でございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） それは計画ですね。（「はい」と総務部参事呼ぶ）

じゃあ、商工振興対策費については昨日説明されましたので、時間の都合もあり



ますので割愛をしたいと思います。

最後に、議第27号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、平成27年10月実施の不燃ごみ、粗大ごみの有料化について担当部長の説明を求めたいと思います。

先ほど古立議員のほうからいろいろと町民の皆様に対する説明、あるいはいろいろな疑問点について質問されましたが、そういった点も踏まえまして、まずお聞きをしたいと思います。

福岡部長が先ほどから答弁の中で「値上げ」という言葉をしておられましたけれども、これは「有料化」ではないのか。もしもそうであったら、訂正をお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、これを今の議会で承認を得て、そして町民の皆様には周知するためには広報等に載せられるわけですが、間に合うのかどうか。

そして、先ほども古立議員からおっしゃいましたように、やはり町民の皆様にご理解をいただいてご協力をいただく、そのための時間と一緒にですね。平成27年10月実施という予定をしておいでになります、ちょっと期間が短いのではないかと私は考えます。

かつて燃えるごみ、可燃ごみの有料化の実施に当たりまして住民の皆様への周知徹底、あるいは混乱、あるいはご要望などを考慮して、1年間延長をされたことがあったと私は記憶をしております。今回も平成27年10月の実施ということではございますが、しばらく延長して、その間この問題について町民の皆さんに周知徹底をし、そしてどれだけごみの減量化を図っていただけるか、その目的等も説明をされて、少し時間をあけて実施をされてはどうかということを提案したいと思います。例えば、今3月で今度10月の実施というご意見でございます。できたら1年ぐらいはあけて、懇切丁寧に町民住民の皆さんにご協力をいただけるように対応したほうが良いのではないかと私は考えますが、その提案について担当部長から説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） まず、お詫びして訂正させていただきます。「有料化」でよろしくお願ひいたします。

先ほどの質問の中で、周知期間が短いのではないのかということでございますけれども、たびたびいろんな機会ごとに将来有料化をしていかなければならないということのできるだけ広報しているのですけれども、その中でうちのほうのごみ処理基本計画の中にもありましたように、6カ月でできるだけ周知をさせていただいて、6カ月の中でできたらお願いしたいという思いは変わりませんので、ひとつよろしくお願いいたします。（「暫時休憩してほしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午後10時42分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

清掃工場修繕工事の内容について再度説明してください。産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） はい。

温調用熱交換機の整備は排ガスのダイオキシンの抑制と次の装置であるバグフィルターへ通すため、高温の燃焼ガスを急激に冷却するものでございます。現在本町で確認いたしましたところ、伝熱管に破損が生じており、そこからエアリー漏れにより冷却効果が低下しております。またこのような状況では燃焼中のダイオキシンが再融合され、排ガスのダイオキシン濃度が増加する可能性が非常に高くなります。そうしたことから早急な対応が必要となり、平成27年1月13日に専決処分によって補正予算を計上し、修繕工事をするものでございます。そのようなことでもよろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかに質疑。11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 私のほうからは、議第18号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と、議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例、この2点について質問させていただきます。

まず1番目の議第18号におきましてですが、ちょっと何点か質問させていただきたいと思います。

この改正をされた内容では、在任中の教育長におきましては、教育委員としての

任期が満了するまでは現行制度の教育長として在職することができる経過措置が設けられているというふうに伺っております。新教育長に移行されるまでの間は、引き続き現行どおり教育委員長を置くというふうに伺っております。

それで、現段階の教育長については教育委員としての任期はいつまでなのかということをお聞きしたいというのと、新教育長の身分についてお聞きをしたい。

というのは、議会の同意を得て首長が直接任命をするということで、特別職としての立場のみを有することになるかと思っておりますので、その点について今後新教育長の身分についてどうなるのかということをお尋ねしたいと思っております。

そして新教育長の職務代理者についてでございますが、現段階では事務局の職員が務めるということになっておりますが、今後になりましたら職務代理者はどうなのかということ、また、その代理者の指名については、新教育長が行うというふうに伺っているのであります。それで良いのかということ、そして最後に、新制度における教育委員会の執行機関としての位置づけや職務権限に変更はないのかということで、この点をお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） まず議第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に関する教育委員会制度についてご質問でございますが、法改正により教育委員会制度が平成27年4月1日から新たな制度に移行することでございます。新制度においては教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くこととし、首長が議会の同意を得て任命することとしています。また、教育長の任期は3年となります。

次に、地方公共団体に首長と教育委員会が協議、調整する場として総合教育会議を置くこととしています。また、首長は同会議において教育委員会と協議して教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとしています。

また、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため、「教育委員会が会議の招集を求める」、「教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する」などの規定を設けておるところでございます。このたびの法改正はこれらの地方教育行政の権限と責任を明確にしたものでございます。条例改

正については新たな教育委員会制度に移行することに伴い、第1条の田原本町議会委員会条例から第7条の田原本町特別職報酬等審議会条例までの主に教育長に関する7つの条例の規定整備を行うものでございます。

なお、先ほど松本議員から申された条例の施行期日は、法施行の平成27年4月1日としますが、現在の教育長の任期中は現行制度のまま継続されますので、その旨を改正附則の経過措置として規定しておるところでございます。

教育長の任期につきましては、平成25年4月1日より平成29年3月31日まででございます。（「その次、まだ質問ありましたけど、あと3点」と松本美也子議員呼ぶ）

職務代理につきましては、教育委員会制度の中でご質問いただきましたとおり、教育長のほうから教育委員会のほうで……。 （「そこで新教育長ですね。職務代理者はどなたになるのですか、今後は」と松本美也子議員呼ぶ）

教育委員ですね。（「最後、もう1点、新制度における教育委員会の執行機関としての位置づけや職務権限に変更はないのかという最後の質問、お答えいただけますか」と松本美也子議員呼ぶ）

職務権限等々につきましては、特別変更はございません。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 新教育長の身分なのですが、今の状況と、今まで教育長としていろんな形で対外的にもできなかったことがあると思うのですね。でも今後、首長の直接任命で特別職としての立場のみ有することになりましたら、できることも起きてくるんじゃないかなと思うのです。その身分のことを少し教えていただきたいかったですけれども。

○議長（辻 一夫君） 教育部長、今のご質問は職務権限的なもの、今までと異なる部分は委員からは発生しないのかという質疑だと思いますけどね。従来と全く権限が変わらない、そういうことですね。

○教育部長（寺田元昭君） 教育長の権限としては現在と同じというふうに考えておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） いや、職務権限として従来と同じかという質問だったと思いますけれども。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時53分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 新教育長といたしましては、教育委員会の会務を総意し、教育委員会を代表し、会議の主宰者、また具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者という扱いになっておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本議員。

○11番（松本美也子君） それで答弁は良いということで。もう少し違う部分で聞きしたかったのですけれども。

それでは次に移らせていただきます。議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会を今回挙げてこられたのですけれども、この根拠と構成委員、期限は設けているのかという、この3点。田原本中学校給食検討委員会におきましては、構成委員は一般質問の中でお答えいただきましたので、期限は設けているのかという、この点についてよろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 議第20号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例に関して、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会及び田原本町中学校給食検討委員会についてのご質問でございます。

このたびの改正では、教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行う附属機関を新たに2つ設置するものでございます。

まず学校・幼稚園規模適正化検討委員会につきましては、全国的に少子化や過疎化が進む中、文部科学省は今年1月少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等にかかる手引きを作成いたしました。学校・幼稚園規模適正化検討委員会はこれを受けて設置するもので、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような小・中学校、幼稚園のあり方について調査、検討を行い、教育環境の整備について教育委員会に提言を行う

ものでございます。委員につきましては、学識経験者、PTAの代表、そのほか自治連合会、保育所、幼稚園、学校関係者など10人程度で組織したいと考えておるところでございます。

田原本中学校給食検討委員会については、一般質問でお答えいたしましたように中学校給食の実施方法、時期等の調査、検討を同じく教育委員会に提言を行うものでございます。改正の期日につきましては、平成27年4月1日でございます。任期につきましては、教育委員会の提言を行うまでということと考えております。

○議長（辻 一夫君） ほかに、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） まず、今ちょっと教育長、教育委員会のほうから答弁されましたので、引き続き議第20号について質問させていただきたいなと思います。事前に通告していますので、十分用意していただいているだろうと思いますので、そこは私は質問を3回しかできませんので要領よく、分かりやすく答えていただきますようお願いいたします。

まず1つ目、議第20号は田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例で、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会をつくるということと、田原本町中学校給食検討委員会をつくるということが出されています。それを中身を聞くまでに1つ聞きたいのは、まず本町が幼稚園や小学校で行っている教育の中で、本町の特色ある教育というのがあろうかと思しますので、ぜひ幼稚園の先生方、小学校の先生方が頑張っている思いが伝わるように、その人たちが若干じゃなくて、よく頑張っておられるなど伝わるように発表してください。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 本町の幼稚園、小学校の特色ある教育といたしましては、目指す子ども像を「感謝の心でいきいきあいさつ、自ら学び心豊かにたくましく生きる子ども」として各幼稚園、学校において基礎、基本の確実な定着を図るとともに、児童、生徒や地域の実態、評価を踏まえ、新しい学びの創造と特色ある教育活動の展開をし、一人ひとりの個性を活かす教育を推進しているところでございます。各学校におきましては、それぞれ文化的な教育といたしまして唐古・鍵遺跡を利用した活動や、それぞれ学校等の近隣家庭と協力して地元のふれあいを高めたところの教育をいたしておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） かわいそうですね、先生方が。一般論じゃないですか、それ。やっぱりどこの市町村でも、特色ある教育を進めましょうというのはありますよね。それに基づいて何をされているか、具体的に先生方の努力をやっぱりここで示してあげないと、せっかく頑張っている先生方が報われないといえますか、教育部長の答弁によってその程度かということになってしまいますね。私、ちょっとそれは大変残念です、今の答弁は。やはり現場で頑張っている人たちが本当に現場で頑張っていてよかったなど、もっと頑張ろうというふうに持っていくような答弁をしてもらわないと、だめだと思います。これはちょっと反省してください。

近隣の家と協力して教育をやっていますよと。例えば、東でしたら幼稚園はゲストティーチャー制度と、これは読売の「Yomiっこ」という雑誌がありまして、今月号です、東小学校がどんと載っているのですよ。こういう授業をやっていますよという、ちょっと持ってくるのを忘れたのですけど。ですから、そういうところでも評価されているというところが全然出てこなかったでしょう。具体的に分からなかった。私は、その点では田原本町内の小学校、幼稚園というところで皆さんが多いところも多いなりに頑張っておられるし、小さいところは小さいなりに頑張っておられるということだと思います。それはやっぱりそういうことがここで伝わらないというのは、教育総務がそこを理解してないのじゃないかなという心配をするわけです。

そこで聞きたいのは、今回学校・幼稚園規模適正化検討委員会をつくると。つくるということは、変えようということ的前提としていると受け止めるわけですよね。いろいろ国が指針を出したとかありますよ。ありますけれども、そういう意向がなかったら基本的にはつくらないだろうと思います。ですから今回設置する規模適正化委員会、これはやっぱり統廃合を前提としてつくる。具体的な話は、まだ指摘されてませんが、教育委員会としては統廃合を前提としていると理解してよろしいですね。

それと規模適正化委員会の検討期間が、やっぱりつくる以上はいつまでに答申を出せ、しますよね。コンサルに委託してもいつまでに答えを出せて言いますよね。その点では、どのぐらいの期間これを検討するのか。これは中学校給食検討委員会

も同じだと思いますね。つくる以上は、いつまでに結論を出そうということを考えないといけないということになると思います。それとも、中学校給食検討委員会というのは、どんなものをつくるというのではなくて、ずっと続いて行って、中身をずっと検討するののかということもありますけれども、この中では中学校給食の導入に関する事項について調査、審議するということですから、言ってみたら短時間ですよね。これを4年間やってしまったら、実施は5年後以降になりますよね。ですからその点では、やっぱりこういう委員会をつくるということは、いつまでに結論を出そうということが前提だと思います。その点では、どういう期間を考えておられるのか。それと、中学校給食検討委員会というのはどのぐらいの頻度で開いていられるのかと、この点をちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会は統廃合ありきで設置するのではなく、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような学校、幼稚園のあり方について検討を行い、教育環境の整備に取り組んでいくために設置するものでございます。また検討期間につきましては、概ね2年と考えております。

学校給食検討委員会の開催頻度については、平成27年度は5回程度というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 統廃合については、2年間は考えるから、2年間は今のまま続くというのが前提やと、安心ですけど。本当の実態をよくつかんでいただいて、小さいところは小さいなりにおもしろい教育をしていると、大きいところは大きくなり、しんどいところもありますけれども、プラスの面もあると私は思いますので、統廃合を前提としてないとおっしゃる以上、本当にまず今の環境でどういうふうな方向に教育を向けるか、小さいところは小さいところとしてこういう可能性がりますよ、大きいところは大きいところでこういう可能性がりますよと、それが5つあって初めて多様な田原本町の教育につながっていますよということを、やはりぜひちょっと深めていただきたいなと思います。



それと中学校給食検討委員会、今年度5回ということは、もう言ってみたら今年度中に5回程度開いたら結論を出そうかなというところかな、という思いをするわけですね。例えば7月までに最低3回はして、煮詰めた話をしたいですよということでもないような気がするのです。やっぱり昨日も松本美也子議員が指摘されてきましたように、やっぱりどこまでをゴールにするのかと、やると町長が言った以上受けて、前向きに検討していただかないといけないわけですから、教育委員会としても自らにいつまでにやろうという目標を立てていただいて、それに対して逆算で取り組んでいくということが必要だろうと思います。松本議員の指摘どおりだと思います。ですからその点ではこの5回というのが、例えば夏休みまでに頻繁に開かれるようにするのか、それとも2～3カ月おきにポンポン、ポンポン開いていくのか。これは検討なんて簡単なのですよ、やっているところがあるのですから。小学校もやっているのですから。資料さえ集めてどうしましょうということになりますし、昨日の教育長の熱い思いを語っていただきましたので、そこであればすぐできるんじゃないかと思いますが、今年の前半に前向きに検討される思いがあるのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 学校給食検討委員会につきましては、先ほど申しましたとおり新年度は5回の予定を考えておるところでございます。おっしゃるとおりであると考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） おっしゃるとおり、やるって言ったのかな、違うかったかな。聞こえにくかったのですがね、ぜひちょっと頑張っていただきたい。町長がやると言った以上、まだできないのかということが住民の中から出てきたら、それは町長に失礼な話ですので、どんどん早めに前向きにやっていただきますようお願いいたします。

それと、ちょっと教育部長も疲れておられますので、議第9号に移りたいと思います。

議第9号は地方創生事業がずらっと並んでいます。その中で私の所管以外のところで質問させていただかないといけないということですので、まず地域人口ビジョ

ン、地方版総合戦略策定事業というのが1,000万円と上がっています。具体的な趣旨と、ねらいを教えてくださいなど。これは総合政策課だと思います。福祉に絡むことになるかも分かりませんが、この地方版総合戦略の中に若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるという項目があるので、これは私の所管になるのかと思いますけれども、担当参事のほうから軽く答えていただきたいと思いますので、お願いします。

それと買い物支援サービス事業を70万円すると書いてありますので、この具体的な中身、それと子ども・乳幼児防災用品備蓄、幼稚園防災用品配置というのがありまして、これは100万円と120万円が上がっていますので、何をどれだけ、どこに保管するのかというところ、大体決まっていなくても分かりませんが、分かりやすく答弁をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 地方版総合戦略策定事業の趣旨等につきまして、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための基本理念、国などの責務、市町村におきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされたところであります。

この法律の目的達成のためのこの地域の課題として、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現や地域経済の活性化があると考えております。「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」につきましては、少子対策として2歳未満児保育支援、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成する不妊治療費の助成、また産前、産後のヘルパー派遣などを実施いたします。

続きまして買い物支援サービスの具体的な内容につきましては、60歳以上でかつ2人以上で買い物を目的にデマンドタクシー「ももたろう号」を利用して買い物を目的に乗車していただいた場合、300円×2人×往復分の料金を支援するものでございます。（「300円×2人で、あと聞き取りにくかった」と吉田議員呼ぶ）

300円×2人×往復分の料金でございます。（「ただで乗れるということですか」と吉田議員呼ぶ）

はい、そうでございます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍬田芳嗣君） 続きまして、子ども・乳幼児防災用品の備蓄に関しまして答弁をさせていただきます。

まず、現在子ども・乳幼児に関する災害備蓄品は、紙おむつを1万枚余り保有しているところでございます。紙おむつは新生児は1日当たり10枚以上及び幼児は1日当たり5枚以上が必要であることから、3歳以下の住民登録が約1,000人でありますので、災害発生時には2日分に満たない保有状況でございますので、1万枚程度追加購入をし、備蓄する予定でございます。それとウェットティッシュにつきましては、現在保有はしておりませんので、1,000個程度購入する予定でございます。

それと平成26年度におきましては、幼児用の非常食を約800食購入、備蓄させていただきましたが、あと1,200食程度購入をいたす予定をしております。保管場所につきましては、各指定避難所と防災ステーションと今年度に設置をいたします防災コンテナを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 幼稚園防災用品配置につきましては、町立幼稚園5園に防災ずきんを各保育室等に必要個数配備いたします。園児の安全及び防災意識の向上を図るものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 次に、議第19号に行きたいと思えます。教育部長を避けようと思っずっとやっているのですけれども、絡んでこられますので。

行政手続条例の一部を改正する条例というところについて質問します。

なかなか分かりにくいなと思うのです。その点では、行政指導手続条例がどのように変わるのかを、まず説明してください。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍬田芳嗣君） まず行政手続法に関係しますものについて、ご答弁をさせていただきます。行政手続法の一部を改正する法律が平成27年、この4月1日に施行されるということによりまして、町の条例の一部を改正することになったと

ころでございます。行政手続法の改正の趣旨にのっとりまして、同法と同様に行政指導の中止等の求めなどの各種手続を新設するものでございます。その中で行政指導における許認可権限の根拠の明示というのがございまして、行政指導をする際には許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使しようとするときは、その相手方に対しまして権限を行使する根拠となる法令の条項とか、条項に規定する要件及び要件に適合する理由を示さなければならないというところがございます。

次に行政指導の中止等の求めを新設するところでございますが、相手方に対しまして法律または条例に規定する要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合につきましては、行政指導の中止、その他必要な措置を求めることができるとしたところでございます。

それと、処分等の求めという形で新設をしておるところでございますが、法令に違反している事実がある場合におきましては、その是正のためにされるべき処分または行政指導はされていないと思うときは、処分または行政指導をする権限を有する町の機関に対しまして処分または行政指導することを求めることができるという形の改正をするものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、もっと具体的に言ってくさると思ったのですけれども、この行政手続法の改正の条例については、許認可と行政指導があるということだと思っております。許認可には田原本町としたら屋外広告物、道路占用許可というのがありますよね。行政指導には町営住宅の管理と個人情報保護条例に基づく指導と自転車放置防止に関する条例指導と、それと水道事業に関してもあろうかと思うのですね。あと、印鑑条例についてはこの条例は適用しないという約款が入っていますので、印鑑条例は除外されると。認可地縁団体印鑑条例も、この行政手続条例は適用しないと書いていますので関係ないと。あと聞きたいのは、税条例にはこの行政手続条例の34条は適用しないと書いてあるのですね。ところが今回34条の2と3が追加されたということですから、税条例については行政指導の中止を求めることができますよと。それから「あの人、違反しているから処分してください」というような指摘ができますよということになるのかなと思うのですけれども、税条

例について説明していただけますか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍬田芳嗣君） 税条例に基づく行政指導の34条の2と34条の3の分でございますが、税条例に基づく行政指導で田原本町行政手続条例の第3条第1項第1号の適用除外の規定によりまして、地方税の犯則事件に関する法令に基づいて行う行政指導につきましては、第4章、第4章の2に規定する行政指導の規定は適用されませんので、新たに追加をされます34条の2及び第34条の3の規定というのは適用されないというところでございます。それ以外の行政指導につきましては、34条の2及び34条の3は適用されるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応今の条例の一番最後に第33条の2、第2項には第33条3項を4項にすると、2項を3項にすると。ですから3と4は除外ですけども、34条の2とか34条の3とかいうのは、ここに含まれてませんよね。34条と34条の2は別の条項ですので、それはこれに入れないといけないのじゃないかと私は思っているのですけどね。その点では今答弁できなくて、これまた十分もう一回大丈夫なのですよと、それともこれが使えるのですよということはまた答えていただきたいなと思いますので、検討していただきたいと。

それと、もう1つ聞かせていただくのは、34条の3に当該処分をする権限を有する行政庁に対して第三者が請求する、例えば簡単に言ったら、ごみを燃やしていますよということになって、ごみの所管については県になりますので、田原本じゃないのですので、ごみ焼却場を設置されたらあんなことをしてはいけないのじゃないのと思う人は、県に対して異議を申し立てることができるということだと思のです。これがここにそういうふうに行政庁というのが書いてあるのですね。当該処分の権限を有する行政庁で、わざわざ町条例に書いていますので、私はこれを読む限りは県に申し立てをするのを町に申し立てて、町が取り次いでくれるのかというような感じで受け取るのです。簡単に言ったら、そこを聞きたいのですよ。それはうちには関係ないですから県へ行ってくださいと、今やっておられますよね。そうじゃなくて、これが入ったら町自身がそういう県に対する第三者からの異議申し立て

というか、ちゃんと権限を行使してくださいよという申し立てを町が受け取るから、わざわざ町条例にこれは書いてあるのだという読み方をしたのですけれども、それはどうなるのですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍬田芳嗣君） 処分庁が県とかにある場合につきましては、県の行政手続条例のほうも改正されておりますので、県の条例のほうが適用されるため、町を通じての請求とすることはできないことになっております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっとだけ言わせてもらいます。それだったら、書く必要はないのじゃないですか、町条例に。なぜ書いてあるのだということを聞きたかったのです。またそれは別のところで聞きますけど、調べておいてください。

次にいきます。軽いところから、議第18号、また教育部長お願いします。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律の施行に伴う関係となっておりますね。教育委員会の関係になります。

ここで聞きたいのは、第5条2項を追加するとあって、第5条の2項は「教育長の職務に専念する義務の免除の承認については、前項の規定によりその例によることとされる職務に専念する義務の特例に関する条例、本則中、「任命権者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする」と。

教育長が教育長の責務に専念しないといけないというけれども、病気とかでできなくなった場合、誰がかわりの教育長を任命するのかということだと思うのです。これが教育委員会が任命すると、こう書いてあるのですね。

先ほど松本美也子議員が質問されたように、教育長は今後は町長が教育長を任命するのですよね。で、教育長が仕事できなくなったら、本当は町長がそれは任命しないといけないのと違いますか。教育委員会に教育長を任命する権限はないでしょう、今度の新しい条例からしますと。なぜこれが教育委員会と読み替えて、教育委員会のほかの教育委員がかわりは誰にしようかということを決められるのかなというところが分からないのです。簡単な質問ですよ。町長が教育長を任命するようになるのですよ。その教育長が仕事できなくなったら、町長が次は誰、教育委員の中から選んで良いと思いますよ、教育委員の中から誰かを任命するのが普通だと思います。

うのですよ。ところが、この改正では、残った教育委員が「あなたがやってよ」、「私がするわ」という話をして良いということになっているのですよ、これ。それがちょっと分からないので、そこを説明してください。これ、事前に通告しましたので、入っているでしょう。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 新教育長は地方公務員法上の特別職となることから、法律上の規定が適用される一般職の職員とは異なり、地方公務員法の服務に関する規定は適用されないこととなります。しかし、新教育長の職責に鑑み、教育委員と同様の義務を課すほか、新教育長が常勤であることから、勤務時間中及び勤務上の注意力のすべてを職務遂行のために使う必要があります。また、職務専念義務が十分に遂行されることを保証するために、これに直接、間接に悪影響を及ぼすような行為を職員が行うことを、勤務時間の内外を問わず制限する必要があること等の観点から、営利企業への従事を制限する必要があるということがあります。職務専念義務については、法律や条令により免除することが可能で、一般的に条例において免除の承認を行うのは任命権者とされていますが、教育長の任命権者は首長であることから、教育長の職務専念義務免除の承認者は首長になってしまいます。しかしながら、教育委員会制度の趣旨は教育の政治的中立性、継続性、安全性を確保するため、首長から距離を置くことにありますので、教育長の職務専念義務にかかる承認権者を町長としてしまうと、教育長に対する町長の関与が強くなり過ぎ、教育委員会制度の趣旨が没却されることが懸念されております。そのため、職務専念義務の免除の承認者を任命権者である町長ではなく、あえて教育委員会とする必要があるということでございます。（「よく分かりました」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、議第22号にいきましょうか。

議第22号は、田原本町幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例ということになっています。これまでは保育料、入園料というのが条例で決まっていた。それが今度は保育料について、規則で定めるところにより保育料を納付しなければならないということで、規則で定めるところになりました。保育料を規則で定める、まずなぜ条例で明記していた保育料が規則になったのか。議会の承認をもら

わなくて良いから楽だということになったのかなと想像していますけれども、そのことについて教えてほしいのと、それと今6,300円ですかね、月。これが途端に変わるのかというところで、いくらになるのかというところと。保育料は規則で決めると、この条例に書いてあるのですね。入園料は規則で決めると書いてないのですよ。保育料及び入園料だったら分かるのですけどね、入園料はどこに行くのかと、もう免除しますよということかなと推測しているのですけど、それをちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 子ども・子育て支援制度では教育、保育に要する費用の対価として利用者に求める費用は国が政令で定める額を限度として、所得段階に応じて市町村が定める額を毎月徴収することとなっております。保育料額につきましては、これまで条例で明確に定めておりましたが、今年1月15日付け内閣府の事務連絡において、国が定める水準について一層の軽減が図られたことから、今後も国が定める水準が軽減されることも予想されるため、その都度迅速な対応ができるよう具体的な保育料額は規則で定めるものとしたものでございます。

保育料の具体的な、どういうふうになるかということにつきましては、具体的な保育料でございますが、これまでは就園奨励による減免を考慮して、所得に応じて3つの階層に分かれております。まず生活保護受給世帯を第1階層とし、無償とします。これまでも全額減免により、実質は無償でございました。次に、市町村民税所得割非課税世帯を含む市町村民税の非課税世帯を第2階層といたします。これは3,000円といたします。こちらは、これまで年間2万円の減免により1月当たり4,600円でしたが、国の水準が軽減されたためにこれに準じて3,000円といたしました。そして市町村民税所得割課税世帯を第3階層とし、これまでの保育料としての同額の6,300円をいただくこととなります。さらに小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は前述の半額、3人目以降については無償となります。3人目以降の無償化につきましては、今年度より実施いたしておるところでございますが、2人目半額につきましては、国が定めるところに軽減されることとなるところでございます。また、ひとり親世帯、在宅障がい児のいる世帯につきましては、第2階層は無償、第3階層は1,000円を控除



するというものでございます。

入園料につきましては、新制度では毎月利用者負担の中で徴収することが基本というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 難しい表現をされるのですが、入園料は取らないということですよ。それで良いのですよね、保育料だけになると。うまいこと下げるのに迅速に対応したいということですけど、上げるのも迅速に対応したい。国が示したらそう動くということだと思いますけれども。その点では、大きな負担になって子どもたちの保育に影響が出ないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、あと議第17号、これも教育部長かなと思ひますけれども。

いじめ問題ですね、町立学校いじめ問題調査委員会条例がつけられています。ここで聞きたいのは、調査委員会をつくるということはあるのですけれども、その目的とかいうのが全く書いてないのです。その点ではその目的と、どういう姿勢で臨むか。それと、やっぱり問題となる前から学校や教育委員会で話し合われると、その部分との兼ね合いとかどうなっているのかと。

あと、委員は5人とするになっていますけれども、なぜ5人に限定なのかと。

それと、その中に委員になる方に専門知識を有する者ということで「教育、法律、医療、心理、福祉」と書いていますけれども、普通は専門知識を有する者で公平な立場にある者と、利害関係が絡まないというのが前提ですよ。それが入ってないですよ、ここね。

それとあと、部会というのが設けられていて、部会は、このいじめ問題調査委員の委員じゃない人が入るのかどうかというところを説明してほしいと。

会議を公開にするか、非公開にするかという条項がないのですよね。それはどうするのかと。

あと、いじめ問題調査委員の方は無償で参加するのかというところですね。この辺ちょっと、教えてください。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 調査委員会の基本姿勢につきましては、いじめ防止対策

推進法第28条第1項に、「学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うもの」とすると定めておりますので、そのことの姿勢でございます。また、このため児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じる疑いがあると認める場合には、いじめ問題調査委員会において調査することと考えております。

次に、委員を5人とすることにつきましては、組織の構成につきましては、専門的な意見をいただく必要がありますので教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する方に委員をお願いするつもりでございます。

次に、専門的知識を有する公平な立場にある者につきましては、重大事態の関係者との直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めているところでございます。

部会は何をするかということにつきましては、調査委員会の中に設けることのできる部会は、少人数で調査分野ごとの調査を行うことで機動性を高め、迅速な対応を可能にするための組織として考えておるところでございます。

会議の公開、非公開につきましては、条例案の第12条に「この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。」と規定しておりますので、会議の公開、非公開についても定めてまいりたいと、そのように考えております。

費用弁償についてでございます。

費用弁償につきましては、田原本町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中、36番目の区分、「前号までに掲げる以外の者の報酬」を適用し、8,500円と考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 教育、法律、医療、心理、福祉に関する専門的知識を有する

者を5人選びますでしょう。次の2項の「その他教育長が適当と認める者」を選んだら、6人になりますよね、今の説明からしたら。その次の項は要らないですよ。そんなことじゃないでしょう。5人が適正だけれども、その中からいろんな方を選ぶと。教育、法律、医療、心理、福祉に精通している人を4人選んで、それ以外の人を1人選ぶこともできるのでしょうか、これ。だから今の説明はちょっと分かりませんけど。なぜ5人なのかというところの説明が妥当じゃないと思いますので。

それと、利害関係者を選ばないなんて当たり前なのです。当たり前だけど、当たり前のことを書いておかないといけないのじゃないかという。

それと、このいじめ問題調査委員会というのは、原則は公開なのですか、非公開なのですか、どっちなのですか。教えてください。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 先ほど申しましたとおり、調査委員会の運営に関することは委員長が調査委員会に諮って定めるということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 条例をつくっているわけです、今ね。その委員長が決まったら委員長に全部任せるというのじゃなくて、基本的には公開にしておいて、委員長の判断で非公開にできると条例に入れておいたら、それで済む話じゃないですか。原則、公開か非公開かも分からない条例ですよ。これは国から示された条例かも分かりませんが、そこはちゃんとしておかないといけないのじゃないかなと思いますよ。その点はこれ以上聞いてもあれだと思いますので、ちょっと次に行かせていただいて。

議第13号、今度は町立学校いじめ問題再調査委員会、これは総務部の所管だと思うのです。同じように調査委員会があって開かれて、一応結論が出たと。それでもおかしいじゃないかということで立ち上げるのが、再調査委員会だと思うのですよね。ということは、大変膨大な資料がそこにはあると。教育委員会のまとめた資料、調査委員会の資料、そして子どもや先生のヒヤリングということでは、膨大な資料を読み解いて、事実を明らかにしていくという作業が必要になると思いますね。ところが言ってみれば、大津の事件がありましたでしょう。あれは調査委員は6人だったのですよ、5人じゃなかったのですよ。6人で、6人だけではできない

ということで、調査委員ということで弁護士等を選んで、調査をしている人をお願いしたと。あの大津のいじめの件は全国的に有名になりましたから、委員の方は東京からもたくさん来られて、一番多い方は東京と大津を往復41回したという話です、行き来ね。41回も行き来して、調べたとなっているのです。それだけ大変な、再調査委員会は調査委員会よりもっと大きな仕事をされると思うのですよ。ですからそこで聞きたいのは、調査委員会ではある部会というのが再調査委員会ではないのですよね。そこで選ばれた5人で全部やりなさいということになっているのです。それはちょっとしんどいのと違うかと。こんなことがあってほしくない、再調査委員会なんて必要ないという状況が一番よろしいのですよ。でももしかしたら要るときは、万全の体制で取り組んでもらうための条例だと思いますので、そこはなぜ部会がないのかということが分からない。なくても調査委員を任命できるとか、そういう条項があったらよろしい。でもないですよ。それではちょっと運営がしんどいのじゃないかなと思います。

それと、今ちょっと調査委員会でも言っていましたけど、やっぱり公開、非公開というのは大切なことだと思いますので、それはやっぱり条例に書くべきだと私は思うのですけどね。その辺はどうか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（楯田芳嗣君） まず調査部会とかを設置するとかの形でございますが、いじめ問題再調査委員会につきましては、教育委員会のほう、まずいじめというのは学校のほうで重大事態が発生という形があって、教育委員会にこのことが報告をされ、教育委員会で今先ほどの議第17号でございますが、調査をされる形でございます。教育委員会のほうから町長部局のほうにこの事態があったということを報告を受け、この委員会を設けるわけでございますが、その中で調査部会、部会とかを設けるといふ形はそれぞれの重大事態に対して調査を行ってまいりたいと思いますので、調査委員を配置するとか、部会を設置するといふ形のものには規定はないところでございます。

それと公開、非公開という形でございますが、基本的に議員お述べのように公開するのが基本だと思います。ただ、いじめに関しますものにつきましては、当然被害者という形のこともございますので、その被害者の子ども、家族の方も、それも

考慮した上でそれを公開するかどうかというのは今この私どもの再調査委員会第10条に「委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。」という形で決まっております。その中で被害者の気持ちも考えました上で、公開するかどうかという形については定めてまいりたいという考えを持っておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時46分 散会